

家屋の附帯設備（建築設備）における家屋との区分

家屋の附帯設備で償却資産の対象となる資産については、次の表の例示を参考にしてください。

区 分	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電燈・コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、テレビジョン共同聴視設備、火災報知設備、出退表示設備、ナースコール設備、呼出信号設備、太陽光発電設備（屋根材一体型）等	自家発電設備、受変電設備、動力配線設備、ネオンサイン、投光器、中央監視装置、マイクロホン、スピーカー、スポットライト、インターホン器具、電話機、交換機、屋外電気設備、太陽光発電設備（屋根材一体型を除く）等
給排水衛生設備	給水設備、排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナー等	屋外設備、屋外水道管、屋外排水管、独立煙突、独立煙道、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸、浄化槽等
ガス設備	屋内支管、排気筒、カラン（使用口）等	屋外供給本管・設備等
空調設備	空調・冷暖房・排気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター等	ルームエアコン（天井埋込型を除く）等
その他	避雷設備、自動扉設備、エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア設備、固定椅子、金庫扉、テラス、ポーチ等	洗濯設備、業務用の厨房設備、テント、取り外しの容易な簡易間仕切、POSシステム、カーテン・ブラインド等

※家屋とは、一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

※自己所有の家屋内における事務室等の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、空調・ガス配管等は家屋の評価対象であり、償却資産ではありません。

しかし、特定の生産又は業務を行うための給排水・ガス・エアー等の各種配管や動力源、熱源等の電気配線、照明設備及びその付属設備等は償却資産になります。

（例：工場内における製造用機械を動かすための動力配線、機械や製品を冷却するための電気配線や設備、工業用水道配管や汚水処理設備等）

家屋の附帯設備を償却資産として取り扱う特別な場合

家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外の者（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けたものについては上記の区分に関わらず、その資産の所有者であるテナント入居者等に申告義務があります。